

令和2年第4回（6月）瀬戸内市議会定例会

行政報告

本日は、令和2年第4回（6月）瀬戸内市議会定例会を招集しましたところ、ご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、「瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対処計画」を策定するとともに、3月9日、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまで感染拡大防止の啓発や、イベント等の開催についての考え方、また、施設の閉鎖等について、市ホームページやチラシ等で周知しているところです。

市民の皆さまには、外出の自粛やイベント等の中止など、感染拡大防止のための取組にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、4月16日に全国に発令された緊急事態宣言も、岡山県は5月14日に解除されたところですが、今後も引き続き厚生労働省から示された「新しい生活様式」等をもとに、感染症対策に努めていかなければなりません。そして、この状況下において、どのように日常生活や経済活動を取り戻していくかが、本市においても大きな課題となっています。

5月8日の臨時議会において可決いただいた、国が市町村を通じて1人につき10万円を給付する特別定額給付金については、5月下旬から既に指定された口座に振込みを開始しています。また、子育て世代への支援のため、国が支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」に上乘せし、児童1人当たり3万円を給付する「瀬戸内市子育て特例給付金」については、6月上旬には対象者の口座に振込みができるよう現在準備をしています。さらには、瀬戸内市商工会が、小規模・中小企業支援として開設する「小規模企業者・中小企業者向け経営相談窓口」は、5月11日から業務を開始しています。

また、新規の市独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている市内の事業者に対して、国が実施する持続化給付金の上乘せ給付として、持続化給付金給付額の10%を支給することとしま

す。併せて、特に大きな影響を受けている市内の宿泊事業者の支援策として、宿泊者1人当たり1万円を上限として宿泊料の50%を割引し、その割引分について瀬戸内市観光協会を通じて宿泊事業者に支給することとします。なお、これらの関係予算を今議会に計上していますので、よろしくをお願いします。

一方で、大雨、台風シーズンを迎え、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の開設、市民の避難のあり方について、見直しをする必要が生じてきています。特に大雨、台風の接近等により開設した避難所については、密接、密集、密閉、いわゆる3密の状態になることも想定されることから、現在災害対策本部会議において、避難所の開設方法や市民の避難方法について検討を行っています。避難所での感染症拡大の防止、親戚や友人宅への避難の誘導等、避難所が過密状態にならないような周知も必要であると考えています。

また、瀬戸内市民病院では、通常診療を継続しながら、新型コロナウイルス感染症対策に多くの人的、物的資源を投入しています。外来診療では、感染の疑いがある患者と通常診療の患者が接触しないよう、可能な限り動線を分けるとともに、ディスプレイブルガウンやN95マスク等の感染防具等が不足する中においても、医療従事者の感染防止に配慮するなど、適切な感染対策に努めています。

入院では、新型コロナウイルス感染症発生に備えた機器の整備をすることとしています。現在、入院患者の方への面会禁止等でご不便をおかけしていますが、感染拡大防止の取組に引き続きご理解とご協力をお願いします。

さて、今議会で提案申し上げます案件は、条例3件、補正予算6件、その他7件、計16件です。

よろしくご審議をいただき、適切にご決定をいただきますようお願い申し上げます。市長部局の報告を終わらせていただきます。

令和2年6月1日

瀬戸内市長 武久 顕也